

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成21年 / 月 / 9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法にクーリング・オフの規定を設けるべきである

理由

消費生活センターに寄せられる相談は、通信サービスの
訪問販売でのトラブルが多数寄せられている。

特に最近の高齢者の相談が目立つ。

ただでさえ複雑な内容を理解するのは困難である。

そうした消費者を保護する為にクーリング・オフ規定は
必要である。